

考えてみませんか

犯罪被害に遭った人のためにできること



～11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」です～

犯罪被害は突然身に降りかかります。もし、大切な家族や友人が被害に遭った場合、被害者は事件の苦しみだけでなく、経済的、精神的な苦しみなどを抱えて、その後の生活を送らなければなりません。市では、犯罪被害者とその家族を支援するため、専門相談窓口の設置や犯罪被害者支援講演会を開催しています。ぜひご利用下さい。

問い合わせ 防犯くらし交通課(内線270)

被害者本人や、そのご家族の相談に応じます

●犯罪被害者支援相談窓口(常設)

とき 午前8時30分～午後5時15分

※開庁日に限る

ところ 市役所3階 防犯くらし交通課市民相談室

※電話でも相談できます。事務手続きが必要な

ときは、来庁が必要となる場合があります

(別室で相談に応じます)

●犯罪被害者支援特設相談の実施

埼玉犯罪被害者援助センターの相談員が来庁し、犯罪被害者やその家族の相談に応じます。

とき 原則毎月第4水曜日、午後2時～4時

ところ 市役所3階防犯くらし交通課市民相談室

犯罪被害者支援講演会〔埼玉犯罪被害者援助センター ミニセミナー〕

とき 12月19日(水)、午後2時～3時40分

ところ 市役所5階大会議室

定員 80人 ※費用無料

講演 「犯罪被害にあうということ」

講師 交通事故被害者 はしもとりゅうじ 橋本隆史さん

実演 「二次被害とは」

埼玉犯罪被害者援助センター相談員の皆さん



被害者の気持ちを理解し命の大切さを考えるための機会です。ぜひ参加してみませんか。

励ましの言葉で相手を傷つけてしまうことも…

被害者が、再び日常生活を送れるようになるためには、身近な人たちの支援がとても大切です。

また、被害者は一見普通に暮らしているように見えても、心に大きな傷を負っています。

大切な人を気遣うつもりで言った一言が、時には相手を深く傷つけてしまうこともあります。

頑張って!



早く忘れて、前に進まないよ



もっとつらい人だっているよ!



あなたにも落ち度があったのでは?



もう頑張っているよ。これ以上頑張れない…



そんなに簡単に忘れられない



他の人と比べないで



私が悪かったの…?



●相手の気持ちに寄り添い、被害者の置かれている状況を理解することが必要です